

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

水道料金の基本料金の減免措置について

平素は水道事業の運営につきまして、格別のご指導ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、上下水道局では新型コロナウイルス感染症対策として、経済的負担の軽減と、手洗い・うがい等の衛生対策の徹底を支援するため、本市契約者（契約事業者を含む）を対象に水道料金の基本料金を減免します。

なお、収入が減少した等の事情により、一時的に水道料金などの支払いが困難な方に対しては、引き続き支払いの猶予や分割払いの相談を承ります。

1 減免内容

水道料金の基本料金を、4か月間全額減免する。

2 減免額

一般家庭の場合（口径20mm）

2, 101円×2期分（4か月分）=4, 202円（税込み）

3 開始時期

7月検針分から（予定）

奇数月に料金を請求される契約者は、5～8月分（7、9月検針分）

偶数月に料金を請求される契約者は、6～9月分（8、10月検針分）が対象となります。

開始時期につきましては、正式に決定次第、ホームページ等に掲載いたします。

（免除時期のイメージ）

検針月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
奇数月 検針		検針		検針		検針	
	通常料金	基本料金免除	基本料金免除	基本料金免除	通常料金		
偶数月 検針	検針		検針		検針		検針
	通常	通常料金	基本料金免除	基本料金免除	通常		

4 対象者及び対象戸数

本市契約者 約235, 000戸

5 所要額

約11. 3億円（うち県営水道料金免除額 約1. 3億円）

6 申込手続き

不 要

7 担当部局

上下水道局 上下水道総括室 経営管理課（電 話 0798-32-2204）